

土曜日の教育活動

文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」における検討結果について① (中間まとめ(平成25年6月28日)・最終まとめ(同年9月30日)) *43

(1) 学校週5日制の趣旨

- **学校週5日制は**, 学校・家庭・地域の三者が互いに連携し, 役割分担しながら社会全体として子供を育てるという基本理念の下, **平成4年9月からの段階的实施を経て, 平成14年度から完全実施。**

(これまでの経緯等)

・昭和61年4月	臨時教育審議会(第2次答申)において提言
・平成4年9月	月1回の学校週5日制実施
・平成7年4月	月2回の学校週5日制実施
・平成14年4月	完全学校週5日制実施

(2) 土曜授業の実施をめぐる動き

- **公立学校の休業日**については, **学校教育法施行規則で規定**。ただし, 「特別の必要がある場合は, この限りでない」。

■学校教育法施行規則(抄)

第六十一条 **公立小学校における休業日は, 次のとおりとする**。ただし, 第三号に掲げる日を除き, 特別の必要がある場合は, この限りでない。

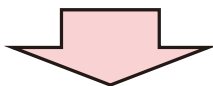
- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び**土曜日**
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日(※中学校, 高等学校等においても同様)

- 近年, 一部の地域では授業時数の増加や, 保護者や地域に開かれた学校づくりの観点から, **設置者の判断により, 土曜日に授業を行う学校も見られる。**
- **民間の世論調査等**において, **土曜授業の実施に対して高い支持**。
- 土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘。

文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」における検討結果について② (中間まとめ(平成25年6月28日)・最終まとめ(同年9月30日)) *43

(3) 土曜授業の実施に関する基本的方向

- 子供たちの成長にとって, **土曜日をこれまで以上に充実したものとすることが肝要**。このため, 学校・家庭・地域の三者が連携し役割分担しながら, **学校における授業, 地域における多様な学習や体験活動の機会の充実**などに取り組むべき。
- 「土曜授業」については, 学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして捉え, その推進を図る。



- まずは, **設置者の判断により, これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう, 学校教育法施行規則の改正等**を行う。
- あわせて, **土曜授業や, 地域における土曜日の学習, 体験活動等の場づくりの取組に対する支援を充実**する。
- 全国一律での土曜授業の制度化は, 今後, 教育課程全体の在り方の中で検討。

1. 改正の背景・趣旨

- 土曜日において、子供たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。
- 上記のような観点から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、**設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。(平成25年11月29日公布・施行)**

2. 主な改正内容

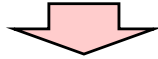
【改正前】

- 公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で以下のとおり規定。

■第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、**特別の必要がある**場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

(※中学校、高等学校等においても同様)



【改正後】

- 公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確化。

■第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、**当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める**場合は、この限りでない。

- 一～三 (略)

(※中学校、高等学校等においても同様)

背景・意義

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むことにより、土曜日の教育環境を豊かなものにすることが必要。そのための方策の一つとして、**平成25年11月に学校教育法施行規則の改正**を行い、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化したところ。
- 今後、**質の高い土曜授業の実施のための支援策や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動など様々な活動の促進のための支援策を講じる**ことにより、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。

平成26年度予算のポイント

① 土曜授業推進事業 (1億円)

学校における質の高い土曜授業を推進するため、効果的なカリキュラムの開発、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等の活用を支援するとともに、その成果を普及。

(想定される取組の例)

総合的な学習の時間、英語教育、道徳、キャリア教育、科学実験教室、補充学習・発展的学習 等

・全国約35地域(約175校程度)をモデル地域として指定し、月1回程度、土曜日ならではの特性を生かし、質の高い土曜授業を実施するため、カリキュラム開発や特別非常勤講師の報酬、外部人材の謝金・旅費、民間事業者の活用等を支援(委託費での実施を想定)
 ・国における検証会議の開催、事例集の作成等

② 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業 (13億円)

体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施できるコーディネーターや多様な経験や技能を持つ土曜教育推進員を配置し、土曜日の教育支援体制等の構築を図る。

土曜日に年間約10日程度の多様な教育プログラムを実施するためのコーディネーターと土曜教育推進員の謝金及び教材費(補助率:1/3)
 (小学校:約3,000校区、中学校:約1,500校区、高等学校等:約350校区)

(参考) 土曜日等の教育活動の実施状況



○公立学校における土曜授業の実施状況

	土曜授業を実施した学校数	土曜授業を実施した学校の割合
小学校	1,801校	8.8%
中学校	966校	9.9%
高等学校	142校	3.8%

※平成24年度実績

○学校支援地域本部を活用した土曜日等の学習支援の実施状況

	学校支援地域本部を設置している学校の割合	うち土曜日等の学習支援を実施している割合
小・中学校	約28%	約15%

※平成25年度交付決定ベース

地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

*46

平成26年度予算額：13億円(新規) <生涯学習政策局社会教育課>

[うち新しい日本のための優先課題推進枠：13億円]

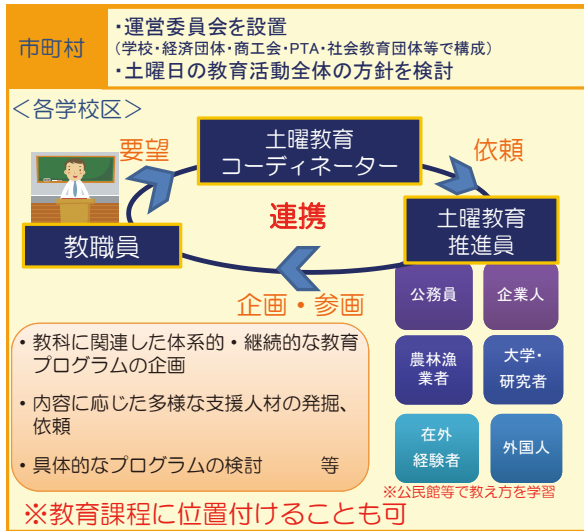
【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

全ての子供たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制等の構築を図る。

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの生きたプログラムを実現！

◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆



教育支援活動の実施

社会を生き抜く力を培う 土曜日ならではのプログラムの実践

～実践例～

★算数・数学
エンジニアによる
使える算数・数学講座



★理科：
研究者による科学実験教室

★社会
公務員による生きた政治経済学習

★外国語：
在外経験者による英会話



★総合学習
企業との協働による商品
開発・キャリア教育

全ての子供たちの土曜日の教育支援体制等の構築

土曜日の教育活動の形態

*47

子供たちの健やかな成長のためには、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がありますが、土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容等により、幾つかの形態に整理できます。

① 「土曜授業」について

そうした形態のうちの一つが、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育を行う「土曜授業」です(下図①)。文部科学省では、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため、11月29日に学校教育法施行規則の改正を行いました。

② 「土曜の課外授業」について

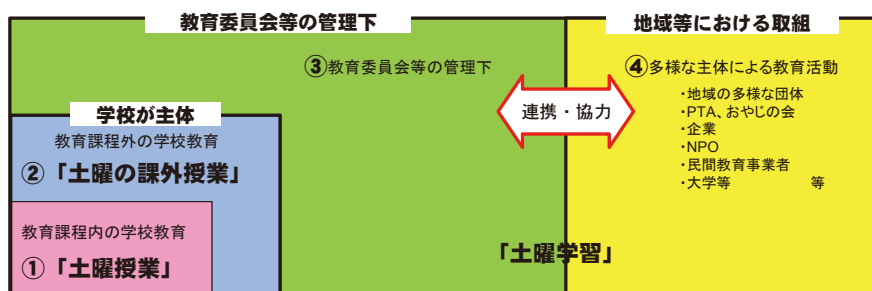
このほか、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」とも呼ぶべき形態があります(下図②)。

③+④ 「土曜学習」について

また、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の提供を行う「土曜学習」とも呼ぶべき形態があります。この「土曜学習」については、主体が公的なもの(下図③)と、主体が公的でないもの(下図④)があります。

例えば、大分県豊後高田市教育委員会が実施している「学びの21世紀塾」の取組は、下図③に該当します。

<土曜日の教育活動について>

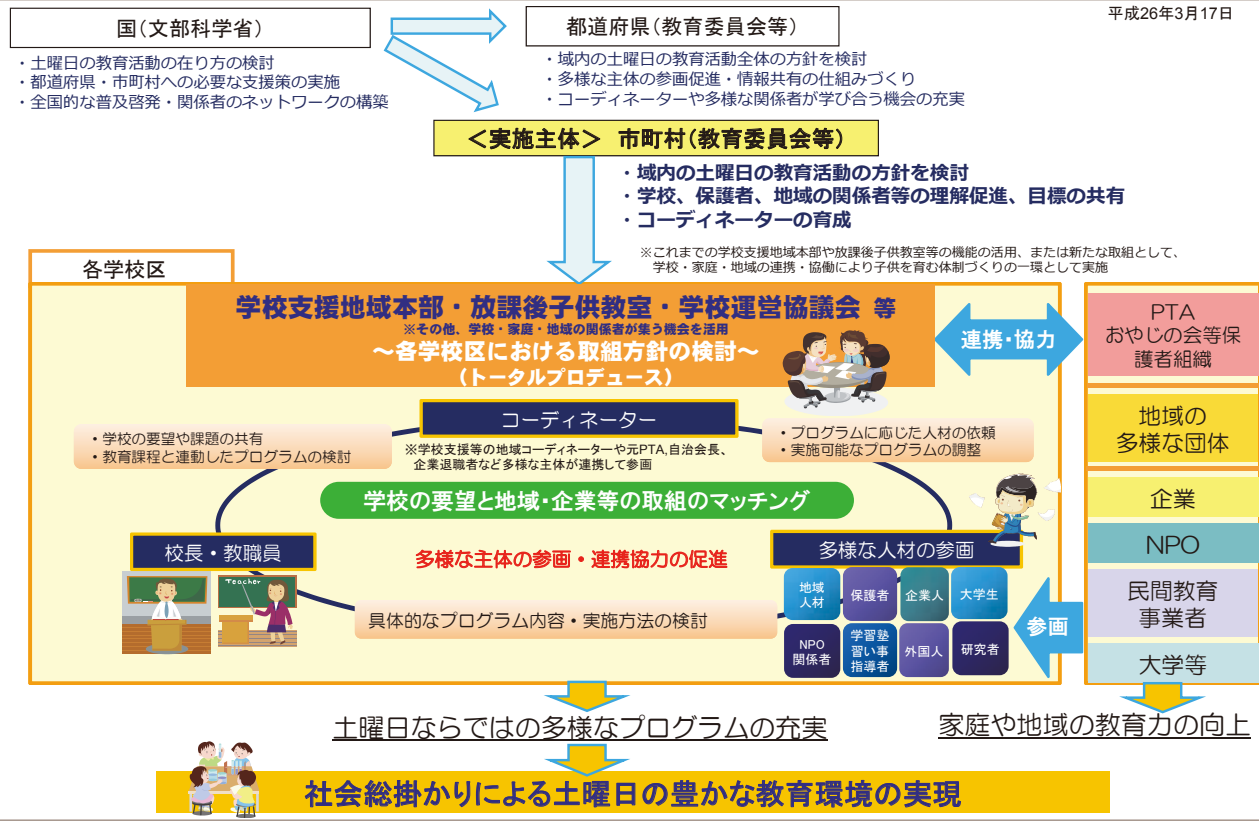


文部科学省としては、「土曜授業」や、「土曜の課外授業」、「土曜学習」の機会の充実等により、総合的な観点から子供たちの土曜日の教育環境の充実に取り組むことが重要であり、その振興に取り組んでいきたいと考えています。

土曜学習の実施体制(イメージ)

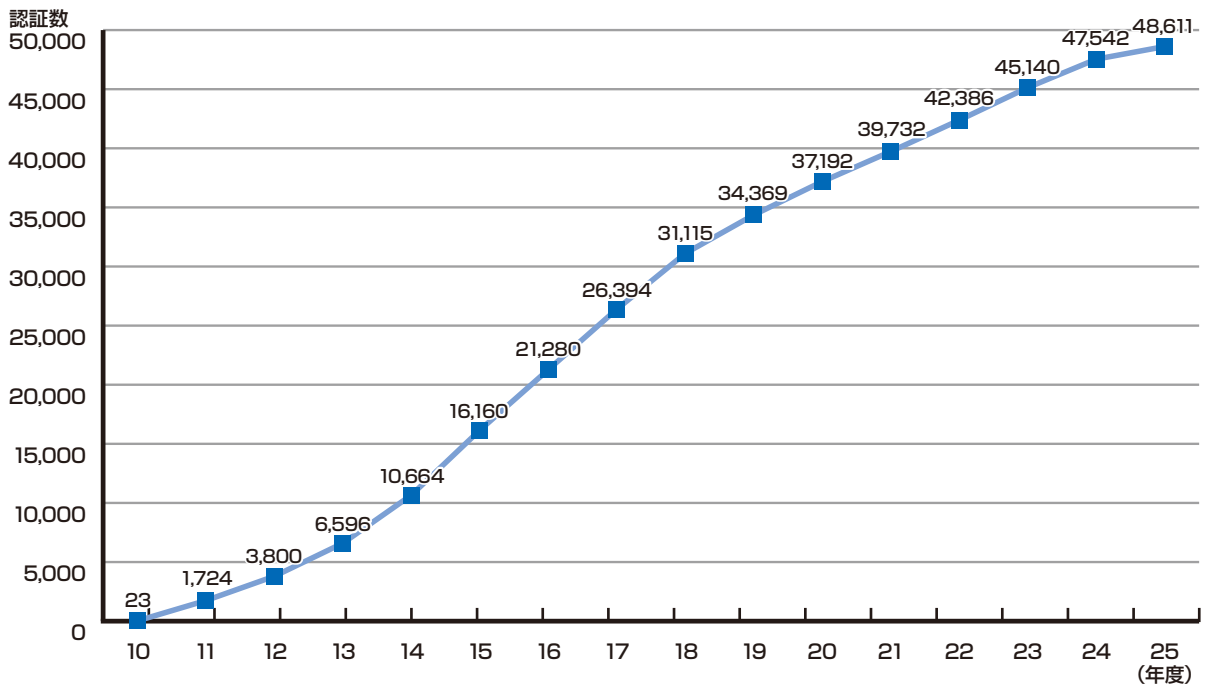
* 48

平成26年3月17日



NPO法人の認証数

* 53



内閣府NPOホームページより

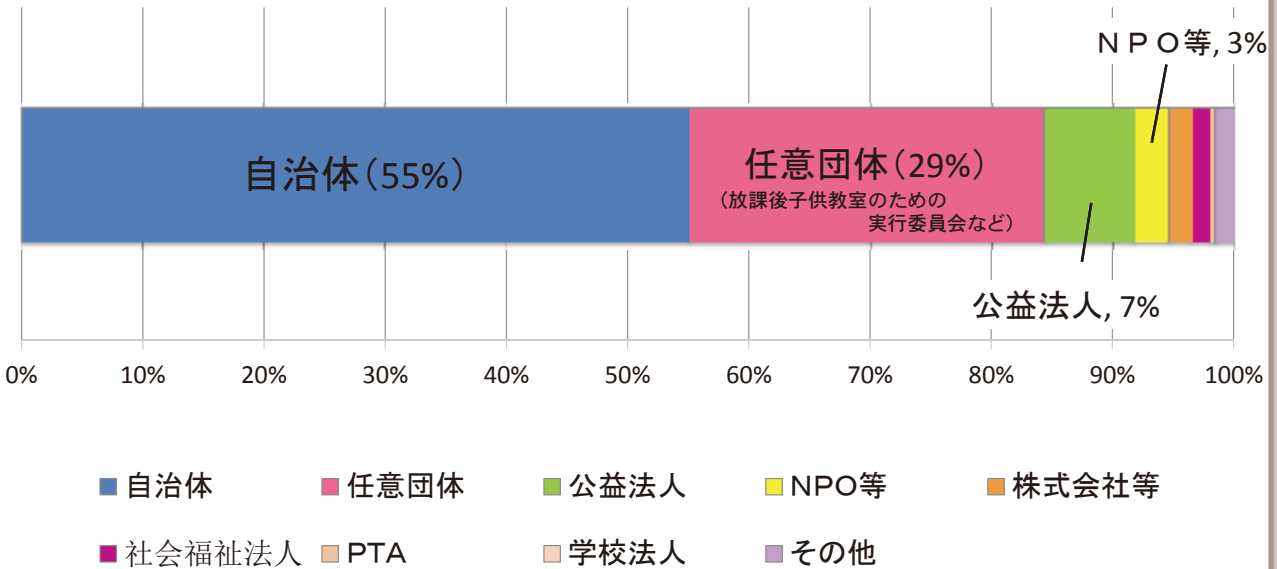
放課後子供教室の事業一部委託の状況

* 54

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計(H25.10現在))

○10,376教室のうち、5,711教室(約55%)は自治体が直接実施、4,665教室(約45%)の教室が事業の一部を委託して実施。

○委託実施している4,665教室のうち、3,038教室(約65%)の教室は、放課後子供教室のために組織されている実行委員会など任意団体に委託して実施。



土曜日等を活用した就学時前の教育支援のイメージ

* 59

土曜日や放課後の時間を使い、学習の遅れや集団生活へのつまづきにつながることなく、豊かな学習・学校生活を送るために小学校等を活用して、学校と地域の協働により、就学時前の子供を対象とした教育支援も可能！

<各校区>

地域人材やPTA、高校生・大学生等の参画を得て、小学校等を活用し、就学時前の子供に楽しく集団で学べる学習機会を提供し、学ぶ楽しさや学校になじむ場を実施する。



対象 : 就学時前の子供たち

～実践例～

(地域人材やPTA、高校生・大学生等の協力により)

- ★ 平仮名の読み書き
- ★ 数遊び
- ★ 読み聞かせ
- ★ 英会話
- ★ 運動教室
- ★ 学校探検
- ★ 集団遊び



<地域住民による学習支援>



<高校生による運動支援>

土曜日の教育活動の充実について ～土曜日は学校へ!子供の学びを皆で支えよう!～

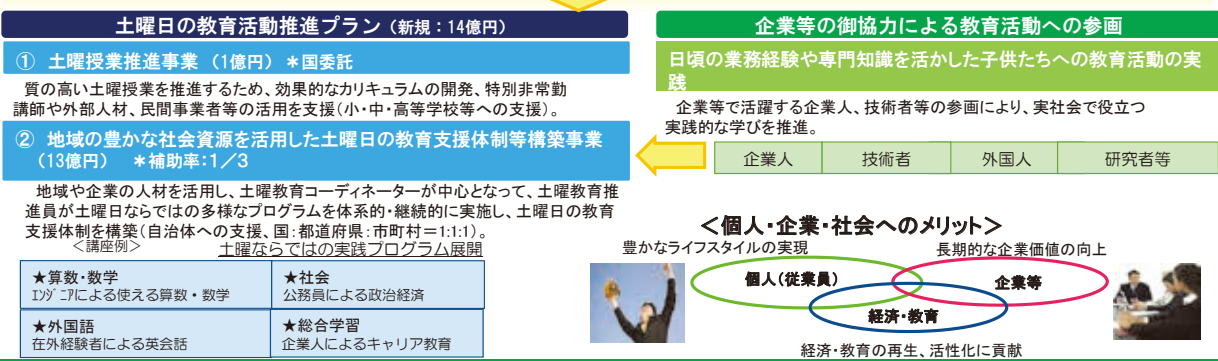
*62

H26.8

社会総掛かりでの土曜日の教育活動を全ての学校等で実現していくことを目指し、賛同企業・団体からなる「土曜学習応援団」を立ち上げ!



「土曜日教育ボランティア運動」の広報啓発・運動の推進



社会総がかりによる子供たちの豊かな教育環境づくりの推進

土曜日の教育活動の実施予定 (H26)

① 「土曜授業」

※平成26年度の実施予定の学校数

(参考:「土曜授業」の平成24年度実績)

学 校	平成26年度予定 (実施割合)
小学校	3,565校 (17.1%)
中学校	1,794校 (18.3%)
高等学校	214校 (5.9%)
合計	5,573校 (16.3%)

学 校	平成24年度実績 (実施割合)	増 加
小学校	1,801校 (8.8%)	1,764校
中学校	966校 (9.9%)	828校
高等学校	142校 (3.8%)	72校
合計	2,909校 (8.6%)	2,664校

② 「土曜の課外授業」

学 校	平成26年度予定 (実施割合)
小学校	806校 (3.9%)
中学校	639校 (6.5%)
高等学校	1,468校 (40.3%)
合計	2,913校 (8.5%)

③ 「土曜学習」

学 校	平成26年度予定 (実施割合)
小学校	4,972校 (23.9%)
中学校	838校 (8.6%)
高等学校	775校 (21.3%)
合計	6,585校 (19.2%)

◆ 「土曜授業」, 「土曜の課外授業」, 「土曜学習」をいずれか一つでも実施

	平成26年度 いずれか一つでも実施予定	(実施予定の割合)
小学校	7,981校	(38.3%)
中学校	2,677校	(27.4%)
高等学校	2,072校	(56.8%)
合計	12,730校	(37.2%)

(参考:全国の公立学校数)

	公立学校数
小学校	20,836校
中学校	9,784校
高等学校	3,646校
合計	34,266校